

一 般 質 問

令和 5 年 1 2 月 6 日
第 4 回広尾町議会定例会

通告 順序	議席 番号	質 問 者
1	1 1	旗 手 恵 子
2	4	前 崎 茂
3	1	松 田 健 司
4	1 2	山 谷 照 夫
5	1 0	小 田 雅 二

通告順序 1 質問者：旗 手 恵 子

1. 小中学校の夏・冬休みのあり方について

今夏の猛暑を受け、北海道教育委員会は、来年度から道立高校と特別支援学校の夏休みを延長できるよう、冬休みと合わせた総休業日数の合計を現行の「50日以内」から「56日以内」に延長する方針を決めた。

現行では、夏と冬の休業日数はそれぞれ「25日以内」で合わせて「50日以内」と規定しているが、これを改定し夏・冬休みの日数制限を撤廃、総休業日数の「56日以内」の範囲内で、夏と冬の休業日数を設定できるとしている。本町では猛暑対策としての休業日数のあり方はどのように検討されているのか。

1. 特養・養護老人ホーム介護職員の正職員化を早期に図るべきでは

本町の特別養護老人ホームの常勤介護職員数は、平成 27 年度に 24 人在職していたが、本年 3 月末は 11 人と半数以下に減少している。11 月から 2 人の正職員が増員となり 4 人になったところである。

管内の自治体営特別養護老人ホームの介護職員正職員数は、本年 4 月 1 日現在、大樹町では、常勤介護職員 24 人中正職員は 20 人、正職員の割合は 83.3%、士幌町は 41 人中 34 人で 82.9%、足寄町は 19 人中 14 人で 73.7%、本別町は 18 人中 17 人で 94.4%となっている。

常勤介護職員のうち正職員の割合は、7 割超から 9 割を超える状況であり、本町の 2 割弱とは大きく乖離している。

このように本町の実態を見ると、外国人労働者に依拠しなければならない状況と言わざるを得ないが、まずは本町出身の人材育成と確保が急務である。外国人労働者は、いずれ本国に帰国することを考慮すれば、安心して介護を受けられる体制を他の町村運営実態を参考にしながら、養護老人ホームと共に早急に介護職員の正職員化を図るべきではないか。

2. 沿岸漁業振興のため養殖試験の実施を

本町の沿岸漁業は、近年の温暖化による海水温の上昇でサケやイカ、サンマ等の漁獲量が振るわず年々減少し、漁業経営を圧迫している。海水温の上昇は今後も続く状況にあり、道内全域でも同様である。

各自治体、漁業生産者はこのような沿岸漁業の状況に際し、養殖事業に活路を求めているところである。

大樹町は 4 年前から旭浜漁港でサクラマスサクラマスの養殖試験を実施、釧路市では市などをつくる市養殖調査研究協議会が昨年からギンザケギンザケ養殖試験を、道南の八雲町では令和元年から、函館市、奥尻町、せたな町では令和 3 年からニジマスニジマスの養殖試験、根室市ではベニザケベニザケの養殖試験を実施している。本町でも十勝港の一部スペースを活用して、ウニ養殖事業と併せて他の魚種の養殖試験を検討すべきでは。

1. 育休退園制度の運用について

保育所に通う児童の親が育児休業を取得し、出産した翌月から3か月を過ぎると、上の子が3歳未満児（0～2歳）であれば保育園は原則退園となる、いわゆる「育休退園制度」について、継続利用を求める保護者が認定こども園に問い合わせをしたところ、「継続利用の必要性」を問われ、その際に退園させられる場合があること等を告げられ困惑している。

広尾町では「日本で一番、安心して子どもが育てられるまちをめざす」と標榜しており、行政支援の観点から矛盾があると考えるがその事について、また育休退園制度の実質廃止に向けた考えを伺う。

通告順序 4 質問者：山 谷 照 夫

1. 町長の5選に向けての決意について

過日、町長の5選出馬について、後援会からの出馬要請を受け「重く受け止め、前向きに」という新聞報道があったが、町長の考えと「4期目を振り返り公約の達成を」どのように評価しているのかを問う。

さらにそれを踏まえ、今後の町政を担う決意を伺う。

通告順序5 質問者：小 田 雅 二

1. コロナワクチン接種後遺症について

先日新型コロナウイルスワクチンの接種後、死亡した市民の遺族に対し4,400万円の給付金を支払ったことが山口市の市議会で明らかになった。

健康被害救済制度に基づき申請されたもので、国は死亡と接種との因果関係を否定できないことを認定した。

厚生労働省での審査会では、既に5,000件以上が認定され、785件が不認定となっている。

広尾町においても3年前より、国の指導のもとにコロナワクチン接種事業を行っている。

町として、コロナワクチン接種後の健康被害が（最悪は死亡例も）ある事、被害があった時は健康被害救済制度を利用して認定の申請をできる事等を事業者の責務として広尾町民に更に周知すべきと思うがどのように考えるか。

また、この被害救済制度の申請件数の積極的開示を控えるよう厚生労働省が各都道府県に指示しているが、この件について町としての対応に変更等はあるか。